

八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

令和6年度（2024年度） 第1回会議 次第

令和6年（2024年）4月26日（金）
午後2時30分～4時30分
八王子市役所 802 会議室

1 開 会 【14：30】

2 議題【15：00】

- (1) 会長、副会長の選任について
- (2) 分科会及び部会について

3 報告事項【15：30】

- (1) 次期子ども・若者育成支援計画の概要について【子どものしあわせ課】
- (2) 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業の
検証結果について【保育幼稚園課】

4 その他 【16：15】

5 閉 会 【16：30】

【配付資料】

- 資料1 委員名簿
- 資料2 事務局名簿
- 資料3 八王子市社会福祉審議会条例
- 資料4 八王子市社会福祉審議会条例施行規則
- 資料5 八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会運営要綱
- 資料6 諮問書
- 資料7 分科会開催日程
- 資料8 次期子ども・若者育成支援計画の概要について
- 資料9 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業の検証結果について

その他配付資料（封筒）

- 八王子市子ども・若者育成支援計画
- 令和5年度（2023年度）点検・評価報告書
- 2023・2024 子育てガイドブック
- 乳幼児すくすくてくてくガイドライン
- 保・幼・小連携の推進に関するガイドライン

○八王子市社会福祉審議会条例

平成26年9月24日

条例第30号

(設置)

第1条 社会福祉に係る施策に関する事項について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、八王子市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる社会福祉に係る施策に関する事項について調査審議し、答申する。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項(同法第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項を含む。)
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に関する事項
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険事業の円滑な運営に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) 市議会議員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 審議会の会長は、委員の互選により定める。
- 3 審議会の会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 審議会の副会長は、審議会の会長が指名する。
- 5 審議会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 第3条第3項の規定により臨時委員を置いた場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議等するため、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 地域福祉専門分科会
 - (2) 民生委員審査専門分科会
 - (3) 高齢者福祉専門分科会
 - (4) 障害者福祉専門分科会
 - (5) 児童福祉専門分科会
- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。
 - 3 専門分科会は、審議会の会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
 - 4 専門分科会に会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
 - 5 専門分科会の会長に事故があるとき、又は専門分科会の会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会の会長の指名する委員がその職務を代理する。
 - 6 第4条第3項の規定は専門分科会の会長の職務について、前条の規定は専門分科会の会議について、それぞれ準用する。
 - 7 審議会は、その定めるところにより、専門分科会の決議をもって、審議会の決議とする

ことができる。

(部会)

第7条 前条第1項第4号に規定する障害者福祉専門分科会に、次に掲げる部会を置き、その所掌事項は、次に掲げる部会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 障害程度審査部会 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する事項
- (2) 自立支援医療機関審査部会 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定に関する事項
- (3) 指定医審査部会 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師の指定に関する事項

2 前項に定めるもののほか、専門分科会は、その決議に基づき、専門分科会に部会を置くことができる。この場合において、専門分科会は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

3 部会は、専門分科会の会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

4 部会に会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

5 部会の会長に事故があるとき、又は部会の会長が欠けたときは、あらかじめ部会の会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 第4条第3項の規定は部会の会長の職務について、第5条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。

7 審議会及び専門分科会は、その定めるところにより、部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席)

第8条 審議会、専門分科会及び部会の会長及び副会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び部会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(八王子市子ども・子育て支援審議会条例の廃止)
- 2 八王子市子ども・子育て支援審議会条例(平成25年八王子市条例第33号)は、廃止する。
(八王子市介護保険条例の一部改正)
- 3 八王子市介護保険条例(平成12年八王子市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 削除</p> <p>第6章～第8章 (略)</p> <p>第5章 削除</p> <p>第17条・第18条 削除</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 運営協議会(第17条・第18条)</p> <p>第6章～第8章 (略)</p> <p>第5章 運営協議会(運営協議会)</p> <p>第17条 介護保険事業の円滑な運営を図るため、市長の附属機関として八王子市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる重要事項について審議し、答申する。</p> <p>(1) 介護保険事業の適正かつ公平な運営に関すること。</p> <p>(2) 保険給付に関すること。</p> <p>(3) 介護保険を補完する給付に関すること。</p> <p>3 協議会は、介護保険事業の運営に関する重要事項について市長に意見を述べることができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第18条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。</p> <p>2 協議会の委員は、被保険者、高齢者団体の代表者、福祉関係者、保健医療関係者、介護サービスを提供する事業者、介護保険料額を負担する事業主及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>3 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営については、市規則で定める。</p>

○八王子市社会福祉審議会条例施行規則

平成27年1月20日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市社会福祉審議会条例（平成26年八王子市条例第30号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、八王子市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）、専門分科会及び部会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(審議会等の委員の定数)

第2条 審議会の委員（臨時委員を除く。）の定数は、60人以内とする。

2 専門分科会の委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉専門分科会 10人以内
- (2) 民生委員審査専門分科会 10人以内
- (3) 高齢者福祉専門分科会 15人以内
- (4) 障害者福祉専門分科会 5人以内
- (5) 児童福祉専門分科会 20人以内

(守秘義務)

第3条 審議会、専門分科会及び部会（以下「審議会等」という。）の委員（臨時委員を含む。以下同じ。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議の公開等)

第4条 審議会等の会議は公開とする。ただし、審議会等が公開することが適当でない認めるときは、この限りでない。

(会議の通知)

第5条 審議会等の会長は、審議会等の会議を招集しようとするときは、会議の開催日時及び場所並びに会議に付議する案件を、あらかじめ委員及び当該案件に関係する臨時委員に通知しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

(委員の除斥)

第6条 審議会等の委員は、自己又は自己の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、その決議に参加することができない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

2 次の各号に掲げる専門分科会の庶務は、それぞれ当該各号に掲げる課において処理する。

- (1) 地域福祉専門分科会 福祉部福祉政策課
- (2) 民生委員審査専門分科会 福祉部福祉政策課
- (3) 高齢者福祉専門分科会 福祉部高齢者いきいき課
- (4) 障害者福祉専門分科会 福祉部障害者福祉課
- (5) 児童福祉専門分科会 子ども家庭部子どものしあわせ課
(諮問事項の答申)

第8条 条例第2条の諮問事項については、審議会の会長は、文書をもって答申しなければならない。

(公印)

第9条 審議会の公印の名称、書体、ひな型等は、別表のとおりとし、福祉部福祉政策課長がこれを管守する。

(準用)

第10条 前条に定めるもののほか、文書の処理、編さん及び保存並びに公印の取扱い及び保管については、八王子市の関係規定を準用する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会等の運営について必要な事項は、審議会の会長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

名称	書体	寸法	使用区分	ひな型
八王子市社会福祉 審議会会長	てん書	方24ミリメートル	一般公文書用	八王子市 社会福祉 審議会会長

八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市社会福祉審議会条例（以下「条例」という。）に規定する児童福祉専門分科会（以下「分科会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 分科会は、次に掲げる者のうちから組織する。

- 一 子どもの保護者
- 二 関係行政機関の職員
- 三 町会、自治会を代表する者
- 四 市内で活動する市民団体を代表する者
- 五 事業主を代表する者
- 六 労働者を代表する者
- 七 児童福祉又は学校教育に関係する事業に従事する者
- 八 学識経験のある者
- 九 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 分科会に会長及び副会長各一人を置く。

- 2 分科会の会長（以下「会長」という。）は、委員の互選により定める。
- 3 分科会の副会長（以下「副会長」という。）は、会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、条例第六条第五項の規定によりその職務を代理する。

(部会長及び副部会長)

第4条 条例第七条第二項の規定により部会を置いたときは、部会に部会長及び副部会長各一人を置く。

- 2 部会長は、部会委員の互選により定める。
- 3 副部会長は、部会長が指名する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、条例第七条第五項の規定によりその職務を代理する。

(部会の庶務)

第5条 部会の庶務は、部会の目的に応じて、子ども家庭部に置かれた課において処理する。

(傍聴の定員)

第6条 庶務を処理する課（以下「庶務担当課」という。）は、傍聴の定員を五人以上に設定するよう努めることとし、会議を行う場所等、開催事情に応じて定める。

- 2 定員は、会議の一週間前までに、ホームページに掲載することによって公開しなければならない。

(傍聴券の交付)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、受付において会議傍聴整理簿（第一号様式）に所要事項を記入し、傍聴券（第二号様式）の交付を受けなければならない。

2 庶務担当課は、一人につき傍聴券一枚を定員の範囲内において先着順に交付する。

(傍聴の期日)

第8条 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

(傍聴券の提示)

第9条 傍聴人は、庶務担当課の係員が求めたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第10条 傍聴人は、傍聴を終えて退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席以外の議場への入場禁止)

第11条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の議場へ入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- 二 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- 三 はち巻、腕章、たすき、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- 四 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器を携帯している者
- 五 カメラ、ビデオ、録音機の類を携帯している者。ただし、第十四条ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
- 六 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、映写機の類を携帯している者
- 七 異様な服装をしている者
- 八 酒気を帯びていると認められる者
- 九 その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- 一 議場での発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明したり、示威的行為を行わないこと。
- 二 飲食又は喫煙をしないこと。
- 三 みだりに席を離れないこと。
- 四 その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第14条 傍聴人は、議場において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(違反に対する措置)

第15条 会長は、傍聴人がこの要綱に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第16条 傍聴人は、会長が傍聴禁止を宣言したとき、又は前条により退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第17条 傍聴人は、この要綱に定めるもののほか、会長から議場の秩序又は安全を確保するための要請があった場合は、協力しなければならない。

(部会における傍聴)

第18条 第六条から前条までの規定は、部会の傍聴について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附則

この要綱は、平成二十七年四月一日から施行する。

6 八 福 福 第 133 号
令和6年(2024年)4月26日

八王子市社会福祉審議会 会長 殿

八王子市長 初 宿 和 夫

諮 問 書

本市が別添のとおり実施する社会福祉に関する施策について、八王子市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

社会福祉に関する施策

1 諮問理由

本市は、地域共生社会の実現を目指し、福祉分野の上位計画である「第4期八王子市地域福祉計画」を令和6年（2024年）3月に策定した。

この計画に基づき、本市の福祉施策を推進するために必要な事項を諮問するものである。

2 諮問 社会福祉に関する施策

(1) 地域福祉に関すること

- ・地域福祉計画の評価及び中間見直し並びにその重点事業・課題に関する事項について
- ・地域福祉に関する重要事項について

(2) 民生委員の審査に関すること

- ・民生委員児童委員の推薦・再推薦・解職等に関する事項について
- ・民生委員児童委員の選任に関する事項について

(3) 高齢者福祉に関すること

- ・高齢者計画・介護保険事業計画の策定及びその重点事業・課題に関する事項について
- ・高齢者あんしん相談センターの運営に関する事項について
- ・高齢者施設の整備に関する事項について

(4) 障害者福祉に関すること

- ・障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の中間見直し及びその重点事業・課題に関する事項について
- ・身体障害者の障害程度の審査に関する事項について
- ・指定自立支援医療機関の指定に関する事項について
- ・指定医の指定に関する事項について
- ・その他障害者福祉に関する重要事項について

(5) 児童福祉に関すること

- ・子ども・若者育成支援計画の策定及び施策の実施状況の評価に関する事項について
- ・児童福祉施設等の認可及び確認に関する事項について
- ・子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事項について
- ・児童福祉施設等における重大事故の検証に関する事項について

令和 6 年度 分科会開催日程

開催日	予定会議	会議室	時間	主な議題
4月26日(金)	社福審全体会	議会棟3階 全員協議会室	午後1時30分 ～2時30分	委員の委嘱式
	第1回分科会	802 会議室	午後2時30分 ～4時30分	会長・副会長の選任、オリエンテーションなど
5月17日(金)	第2回分科会	801 会議室	午後3時30分 ～5時30分	令和5年度実績及び現行計画の点検・評価 (基本方針4・1)
5月31日(金)	第3回分科会	801 会議室	午後3時30分 ～5時30分	令和5年度実績及び現行計画の点検・評価 (基本方針2・3・5)
6月21日(金)	第4回分科会	802 会議室	午後3時30分 ～5時30分	令和5年度実績及び現行計画の点検・評価 (評価欄の確認、事業計画の確認)
8月2日(金)	第5回分科会	801 会議室	午後3時30分 ～5時30分	次期計画の検討(理念・目標、施策体系、量の見込み)
8月30日(金)	第6回分科会	801 会議室	午後2時～4時	次期計画の検討(施策検討①)
9月13日(金)	第7回分科会	801 会議室	午後3時30分 ～5時30分	次期計画の検討(施策検討②)
10月4日(金)	第8回分科会	801 会議室	午後3時30分 ～5時30分	次期計画策定に向けた意見のとりまとめ

※認可部会は別途設定

次期子ども・若者育成支援計画の概要

令和 6 年（2024 年）4 月 26 日

令和 6 年度第 1 回児童福祉専門分科会

1 現行計画について

(1)子ども・若者育成支援計画の概要

計画期間	令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)
法的な位置付け	次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」
包含する計画	市町村子ども・若者計画 市町村子ども・子育て支援事業計画 ひとり親家庭自立促進計画 母子保健計画 市町村子どもの貧困対策計画
計画の対象	子ども(18歳未満)、若者(義務教育終了後から30歳未満※)、 妊婦及びその家庭 ※就労支援については40歳未満を対象
計画の体系	5つの基本方針に基づき、21の基本施策・62の施策
計画の推進	21の基本施策の進捗状況について、毎年度点検・評価を行い、 公表する。
市での位置付け	八王子ビジョン2022、八王子未来デザイン2040及び地域福祉 計画の下位計画

1 現行計画について

(2)他の計画との関係



1 現行計画について

(3) 社会情勢の変化等による課題

社会情勢の変化による課題	<ol style="list-style-type: none">1. 感染症等の流行時や災害時にもつなかり続ける施設運営や支援方法2. 人口減少(労働力の減少)・少子化の進展 ⇒経済・社会機能維持の危機3. DXの推進・マイナンバーカードの普及による利便性の向上と活用の拡大4. ヤングケアラーの認知度向上とニーズに合わせた支援5. 増加する不登校児への対応
新たな法律や法改正 国や都の動きなど	<p>令和4年6月 児童福祉法の改正(国)</p> <p>令和5年4月 こども基本法の施行・こども家庭庁の発足(国)</p> <p>令和5年10月 第二子以降の0～2歳児の保育料無償化(都)</p> <p>令和5年12月 こども未来戦略の策定(国)</p> <p>令和6年2月 こども未来アクション2024の策定(都)</p>

⇒国や東京都は、「こどもまんなか社会」や「チルドレンファースト」の社会の実現を掲げ、こども政策の強化・加速化を展開

1 現行計画について

(4) 現行計画の主な成果

指標	策定時 (平成30年度)	中間目標値 (令和4年度)	現状値 (令和4年度)
保育施設・幼稚園における「保・幼・小連携の日」の実施率	71.9%	80.0%	82.2%
赤ちゃん訪問事業の訪問率	93.9%	95.0%	101.2%※
学童保育所の待機児童数	215人	22人	0人
子ども食堂などの実施する団体数	21団体	30団体	43団体
児童扶養手当受給者のうち、 養育費を受け取っている割合	15.8%	16.2%	20.3%
「若者なんでも相談窓口」における 利用件数	(開設前)	1,000件	2,706件

※転入者等のため、訪問数が出生数を上回ったことにより100%を超えている。

(主な成果)

- ・令和2年7月 若者総合相談センターの開設
- ・令和2年10月 幼児教育・保育センターの設置
- ・令和4年5月 子どもの生活実態調査の実施
- ・令和5年4月 高校生世代等への医療費助成の開始
- ・令和5年10月 児童館を子ども・若者育成支援センターへ改正

1 現行計画について

(5) 現行計画の主な課題

指標	策定時 (平成30年度)	中間目標値 (令和4年度)	現状値 (令和4年度)
保育所待機児童の数	26人	0人	17人
妊婦面談実施率	79.9%	95%以上	88.1%
子ども家庭支援ネットワーク 中学校区分科会の開催校数	35校	全37校	34校
巡回発達相談の実施件数	300件	322件	289件
八王子若者サポートステーション 進路決定者数	42人	60人	38人

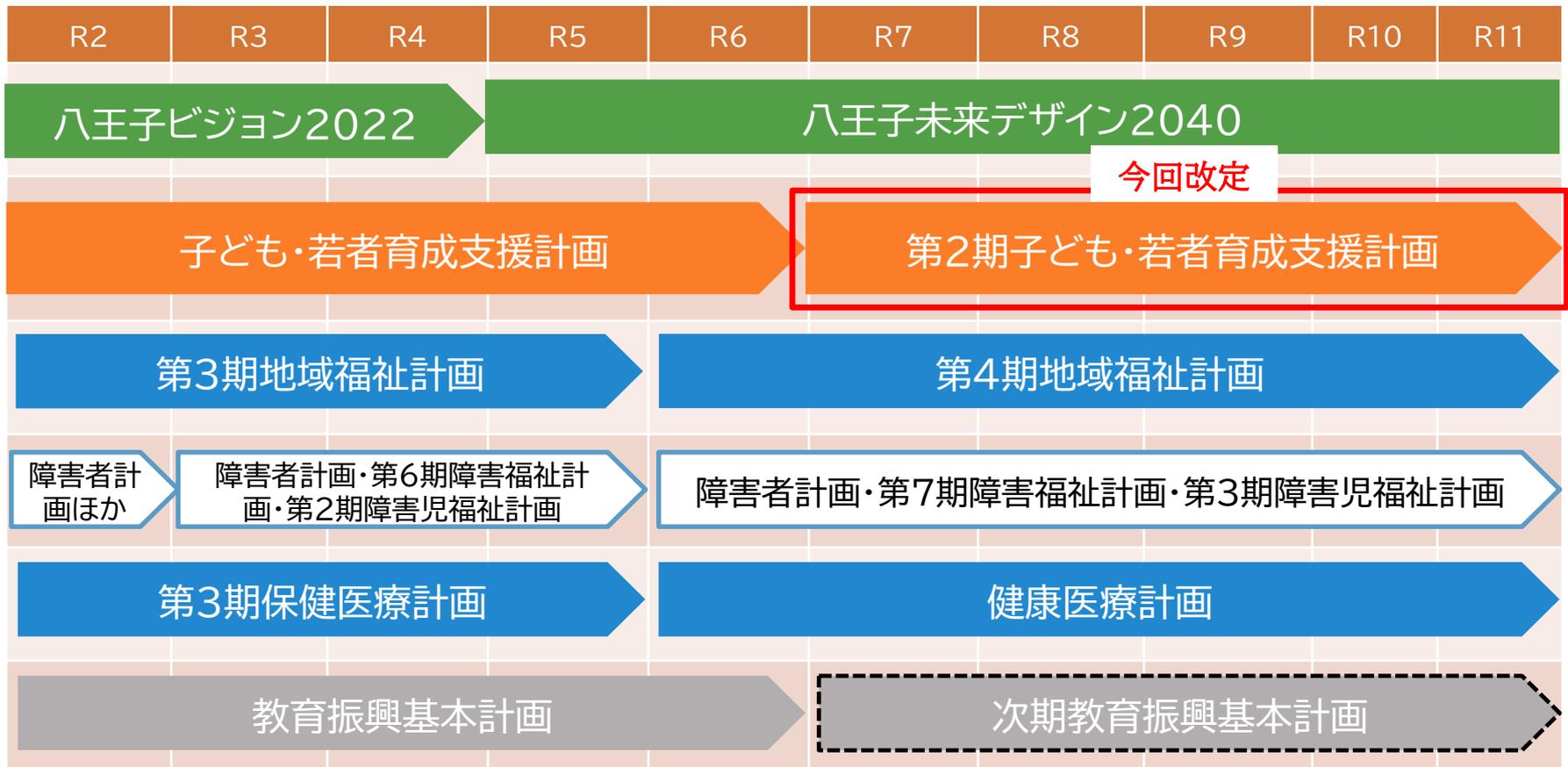
(課題) ※児童福祉専門分科会からの意見も含む

- ・ コロナ禍により、施設や支援の利用控えがあり、制度の再構築が必要に。
- ・ 人口減少に伴う労働力不足により適切な支援体制を組めなかった。
- ・ 市内各地域でも人口増減に差があり、保育所待機児童も偏在している。
- ・ マイナンバーカードの活用を始めとしたDXの推進による利便性の向上。
- ・ ヤングケアラーの顕在化や不登校児の増加など、新たな課題への対応。

2 次期計画の基本的な考え方

(1) 計画期間

令和7年度(2024年度)～11年度(2028年度)の5年間



2 次期計画の基本的な考え方

(2) 計画改定の基本的な考え方

ア 現行計画の基本理念を継承する

- これまでの理念や取組は、こども基本法や上位計画(八王子未来デザイン2040、第4期地域福祉計画)の方向性と一致しているため、継承しつつ、上位計画の重点テーマやキーワード等の視点を取り入れ、さらに発展させる。

八王子未来デザイン2040

【重点テーマ】

未来の主演づくり
未来のつながりづくり
未来に続く都市づくり

第4期地域福祉計画

【キーワード】

つながる地域で つなげる未来

現行計画の基本理念

みんなで育てる みんなが育つ
わたしたちがミライにつなぐ はちおうじ

【これまでの理念の思い】

市全体・地域全体で
子ども・若者を育てることで、
家庭も地域も一緒に
育っていく

2 次期計画の基本的な考え方

(2) 計画改定の基本的な考え方

イ 包含する計画の追加・修正等

- 改定する計画は、こども基本法に対応した「市町村こども計画」に位置付ける。
- これまで包含していた母子保健計画を、新たに規定された成育基本法に基づく「成育医療等に関する計画」(母子保健、子ども・若者に関する部分)に変更する。
※子ども・若者育成支援計画では主に母子保健及び子ども・若者の成育医療に関する事項を、健康医療計画の第5章では全体的な事項を示している。
- 次世代育成対策推進法が令和7年度末に失効予定であるため、国の動向を注視する。延長される場合は、計画に包含する。
※現時点で国の対応は未定。

参考 1 包含する計画

計画名	概要	対象	根拠法等
こども計画【★】	国のこども大綱及び都道府県こども計画を勘案し、こども施策について定めた総合的・一体的な計画。	こども(心身の発達の過程にある者)	こども基本法
子ども・子育て支援事業計画	計画期間(5年間)における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。【法定計画】	子ども・子育て家庭	子ども・子育て支援法
ひとり親家庭自立促進計画	ひとり親家庭の生活の安定と向上のための施策を総合的かつ計画的に展開するための計画。	ひとり親家庭	母子及び父子並びに寡婦福祉法
成育医療等*に関する計画【★】 (母子保健、子ども・若者に関する部分)	必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する計画。 ※成育課程:おとなになるまでの一連の成長過程	成育課程にあるものとその家庭、及び妊産婦	成育基本法

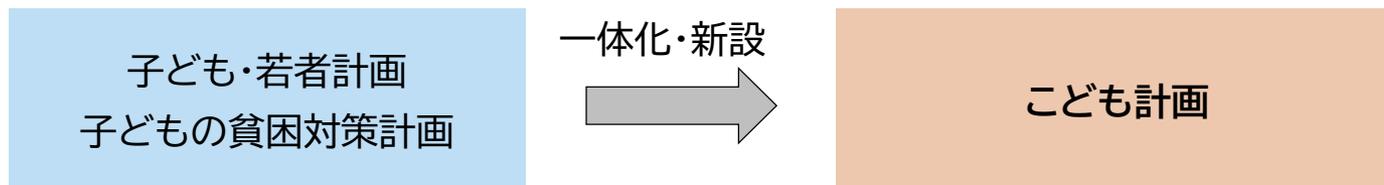
【★】今回新たに包含する計画

*「成育医療等」とは、妊娠、出産、育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療、保健、これらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等をいう。

参考2 包含する計画に関する変更点①

こども計画

「子ども・若者計画」と「子どもの貧困対策計画」に記載されている事項は、新たに規定された「こども計画」と一体として作成することができることとなった。



計画名	概要	対象	根拠法
こども計画	国のこども大綱及び都道府県こども計画を勘案し、こども施策について定めた総合的・一体的な計画。	こども(心身の発達の過程にある者)	こども基本法
子ども・若者計画	子ども・若者の健やかな成長と自立を目指し、施策を総合的・体系的に推進することを目的にした計画。	子ども・若者	子ども・若者育成支援推進法
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策を総合的に推進する計画。	貧困の状況にある子ども・子育て家庭	子どもの貧困対策の推進に関する法律

参考2 包含する計画に関する変更点②

次世代育成法に基づく市町村行動計画

根拠法である「次世代育成支援対策推進法(時限法)」が、令和7年(2025年)3月31日で失効予定であるが、期限延長等の情報について、国の動向を注視していく。
※現時点で国の対応は未定。

母子保健計画を成育医療等に関する計画(母子保健、子ども・若者に関する部分)に変更

母子保健を含む成育医療等の提供に関する施策については、健康医療計画と本計画により実施する。両計画は緊密な連携により事業や施策の整合を図る。

計画名	概要	対象	根拠法等
市町村行動計画	次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画。	子ども・子育て家庭	次世代育成支援対策推進法
母子保健計画	地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立や、効果的な母子保健施策を推進する計画。	妊産婦と乳幼児	健やか親子21
成育医療等に関する計画(母子保健、子ども・若者分野)	必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する計画。 ※成育課程:おとなになるまでの一連の成長過程	成育課程にある者及びその保護者並びに妊産婦	成育基本法

※本計画と健康医療計画の第5章に示している。

参考3 包含する計画と法律等の関係

八王子市子ども・若者育成支援計画

- こども計画【一体化・新】
- 子ども・子育て支援事業計画
- ひとり親家庭自立促進計画
- 成育医療等に関する計画【新】
(母子保健、子ども・若者に関する部分)

← 勘案・対応

← 勘案・対応

国の法律等

こども基本法
子ども若者育成支援推進法
子どもの貧困対策の推進に関する法律
子ども・子育て支援法
母子及び父子並びに寡婦福祉法
成育基本法

東京都の条例や計画

東京都こども基本条例
東京都子ども・子育て支援総合計画
東京都子供・若者計画

2 次期計画の基本的な考え方

(2) 計画改定の基本的な考え方

ウ 基本的な方向性

社会情勢による主な課題

- ・人口減少(労働力の減少)、少子化の進展
- ・DXの推進、マイナンバーカードの普及による利便性の向上と活用の拡大 など

八王子市の主な課題

- ・市内各地域でも人口増減に差があり、保育所待機児童も偏在
- ・顕在化したヤングケアラーや不登校児の増加など、新たな課題への対応 など



「子ども・若者にやさしいまち」「子育てしやすいまち」「子ども・若者が夢と希望を持ってあるけるまち」を実現するため、子ども・若者に関する市の方向性を示す。

方向性

- 子ども・若者の意見を聴き、施策に反映する仕組みづくり。
- コロナ禍による格差の拡大を受け、子どもたちの体験の場の充実や情報が届きにくい家庭への情報発信を充実させる。
- 幼児教育・保育施設の定員の適正化とともに、多様な保育ニーズや子どもたちの特性に応じた幼児教育・保育施設の質の向上に取り組む。
- 母子保健と児童福祉の一体的なサポートを目指したこども家庭センターの設置により、児童虐待の予防的支援の強化と早期発見・早期対応を進める。
- つながりの希薄化による若者の孤立や孤独に対する支援の強化。

DX の 推 進

2 次期計画の基本的な考え方

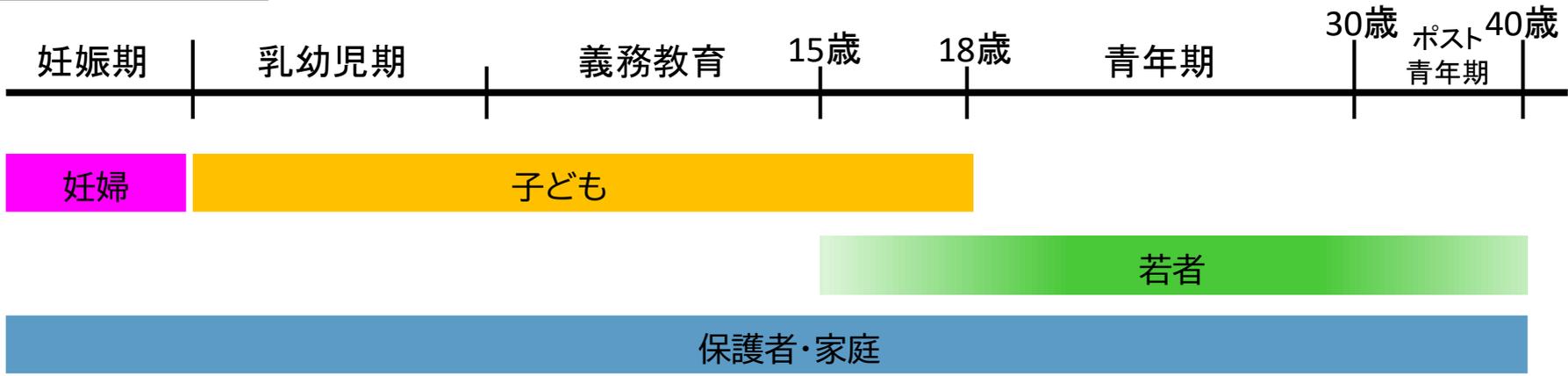
(2) 計画改定の基本的な考え方

エ 計画の対象範囲

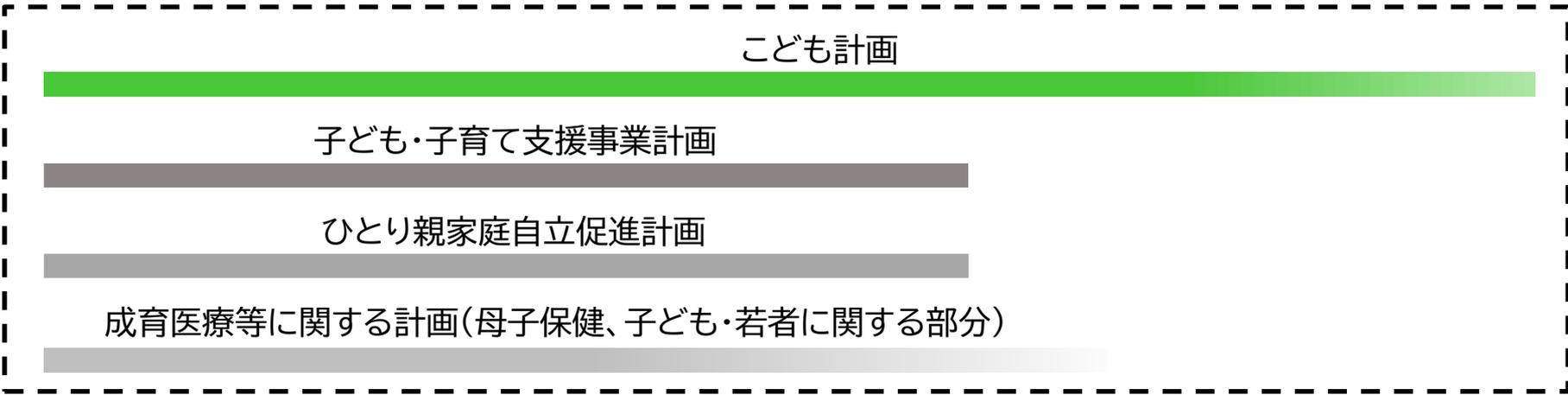
- これまで取り組んできた切れ目ない支援を継続するため、引き続き0～30歳未満の子ども・若者と妊婦、及びその家庭を対象とした計画とする。
- 就労支援についてもこれまでどおり40歳未満を対象とする。

参考 4 対象者の定義と各計画の対象範囲

対象者の定義

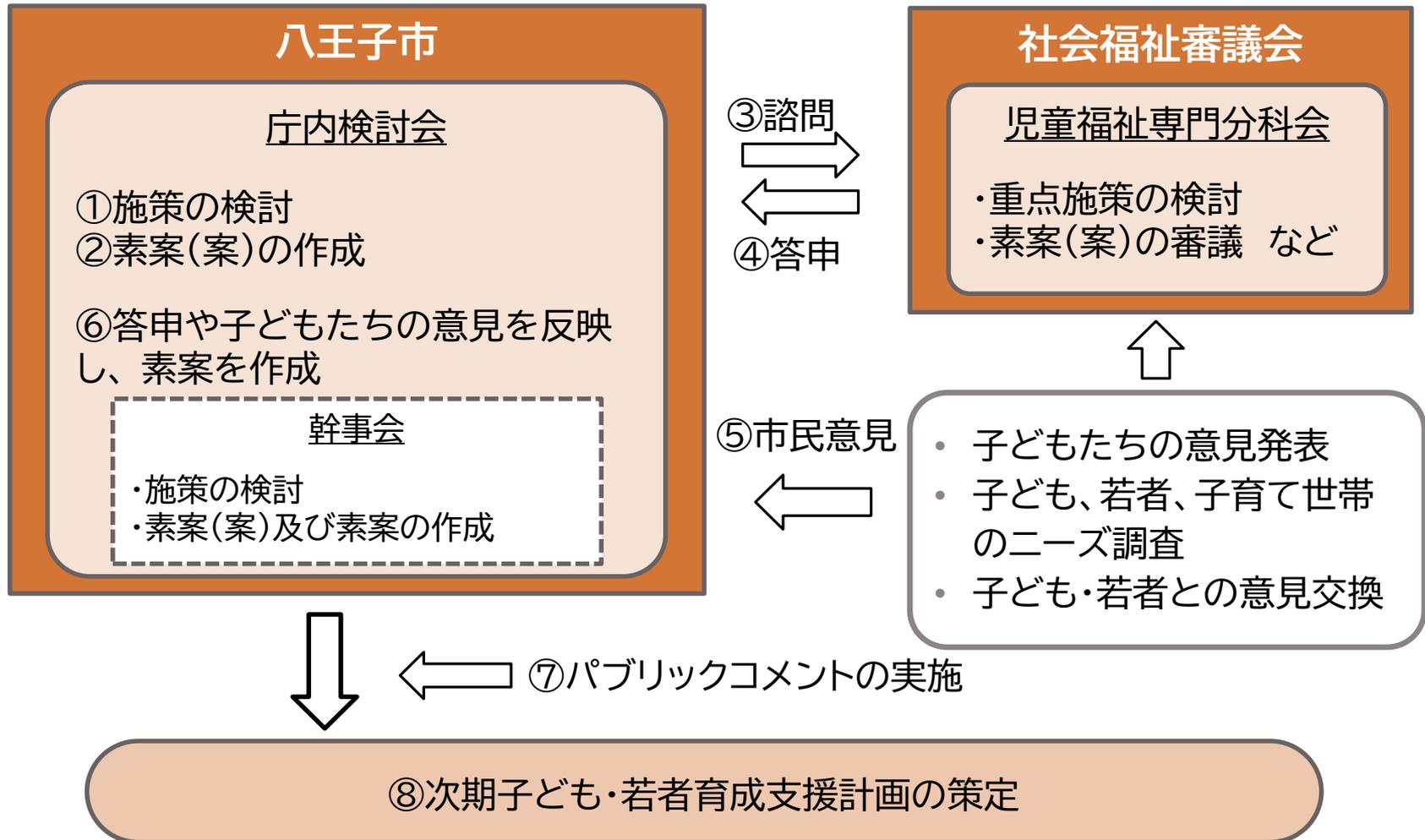


各計画の対象範囲



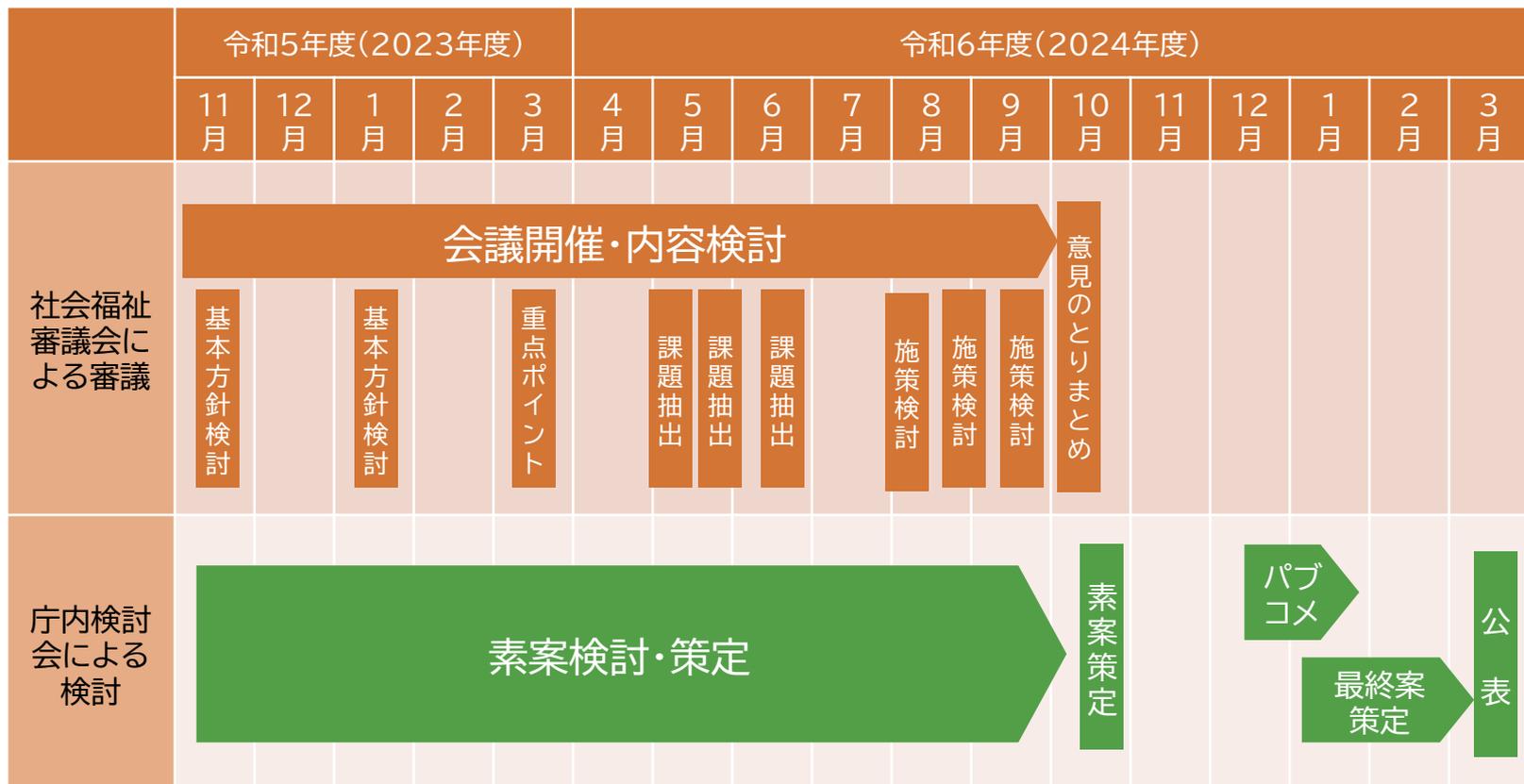
2 次期計画の基本的な考え方

(3) 策定体制



2 次期計画の基本的な考え方

(4) 策定スケジュール



保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な 預かりモデル事業の検証結果について（報告）

1 実施施設

名 称：みころも幼稚園

所 在 地：東京都八王子市初沢町 1310

施設類型：幼稚園型認定こども園

2 受入予定児童数（定員）

0歳児：7人、1歳児：7人、2歳児：15人、計：29人

※月・火曜：0・1歳児クラス（保護者同伴）、水・木曜：2歳児（子どものみ）での預かり

※0・1歳児クラスについては、当初火曜枠のみ実施し、利用者が増えた段階で月曜枠を設ける予定であったが、年度末まで人員基準内に収まったため、年間を通して月曜の開所実績無し

3 利用実績

（単位：人）

		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
登録児童数	0歳児	1	1	1	2	3	3	3	3	3	4	3	
	1歳児	6	6	5	5	8	9	9	10	11	12	12	
	2歳児	10	11	12	13	16	16	15	14	14	15	15	
	計	17	18	18	20	27	28	27	27	28	31	30	
実利用児童数	0歳児	1	1	0	2	3	3	3	3	3	4	3	
	1歳児	6	6	5	5	8	9	8	10	11	12	12	
	2歳児	10	11	12	12	16	16	15	13	14	15	14	
	計	17	18	17	19	27	28	26	26	28	31	29	
延利用児童数	0歳児	2	1	0	7	6	7	8	9	6	8	5	59
	1歳児	14	12	11	15	18	22	22	27	28	24	26	219
	2歳児	28	31	28	43	46	44	44	38	41	37	26	406
	計	44	44	39	65	70	73	74	74	75	69	57	684

4 利用日数・時間・利用料

利用日数は1人あたり週1日、利用時間は1日2時間程度、月額2,000円

5 職員配置及び設備基準

保育士4名を配置し、子育て支援専用教室で実施しており、人員・面積ともに基準を満たしている。

6 申込みの受付方法

- ・実施施設のホームページの受付システムから申し込みを受け付け、見学等の希望のある場合は実施施設から日時調整の連絡を取っている。
- ・定員枠（曜日ごとの預かり可能上限）に余裕がある場合は利用調整を行わず、希望者全員を先着順で受け入れている。

- ・2月以降、登録者数が定員を上回ったが、曜日ごとの預かり人数が人員基準内であったため、キャンセル待ちとはせずに希望者全員を受け入れた。

7 要支援家庭への対応

- ・要支援家庭と思われる家庭の利用があった場合は、地域子ども家庭支援センター館(たて)と連携して状況確認及び家庭へのアプローチ方法を検討することとしている。
- ・8～10月にかけて愛の手帳を所持している児童1人を受け入れたが、要支援家庭として子ども家庭支援センターと連携して対応するような事例は発生しなかった。

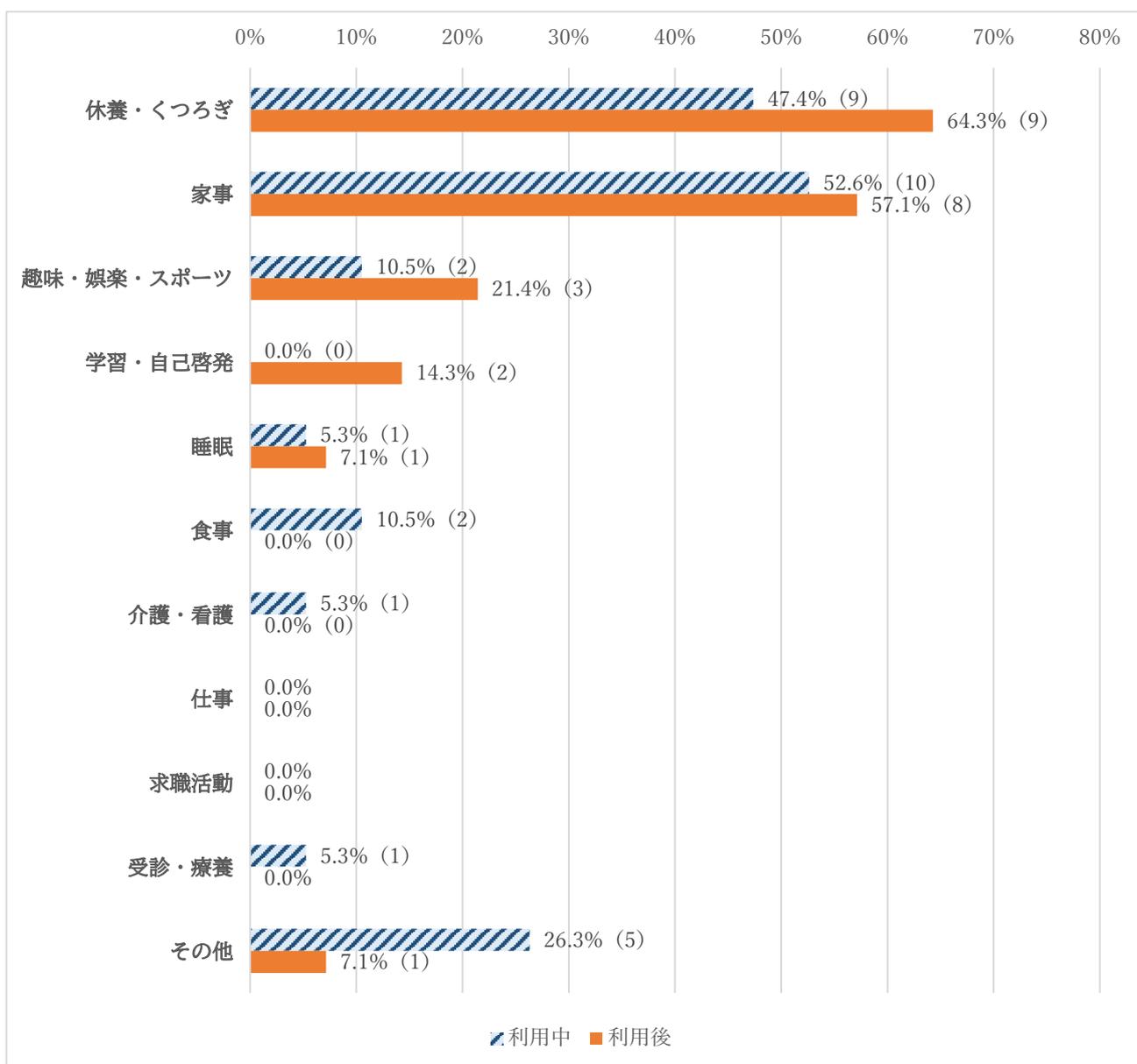
8 アンケート結果について

(1) 実施概要

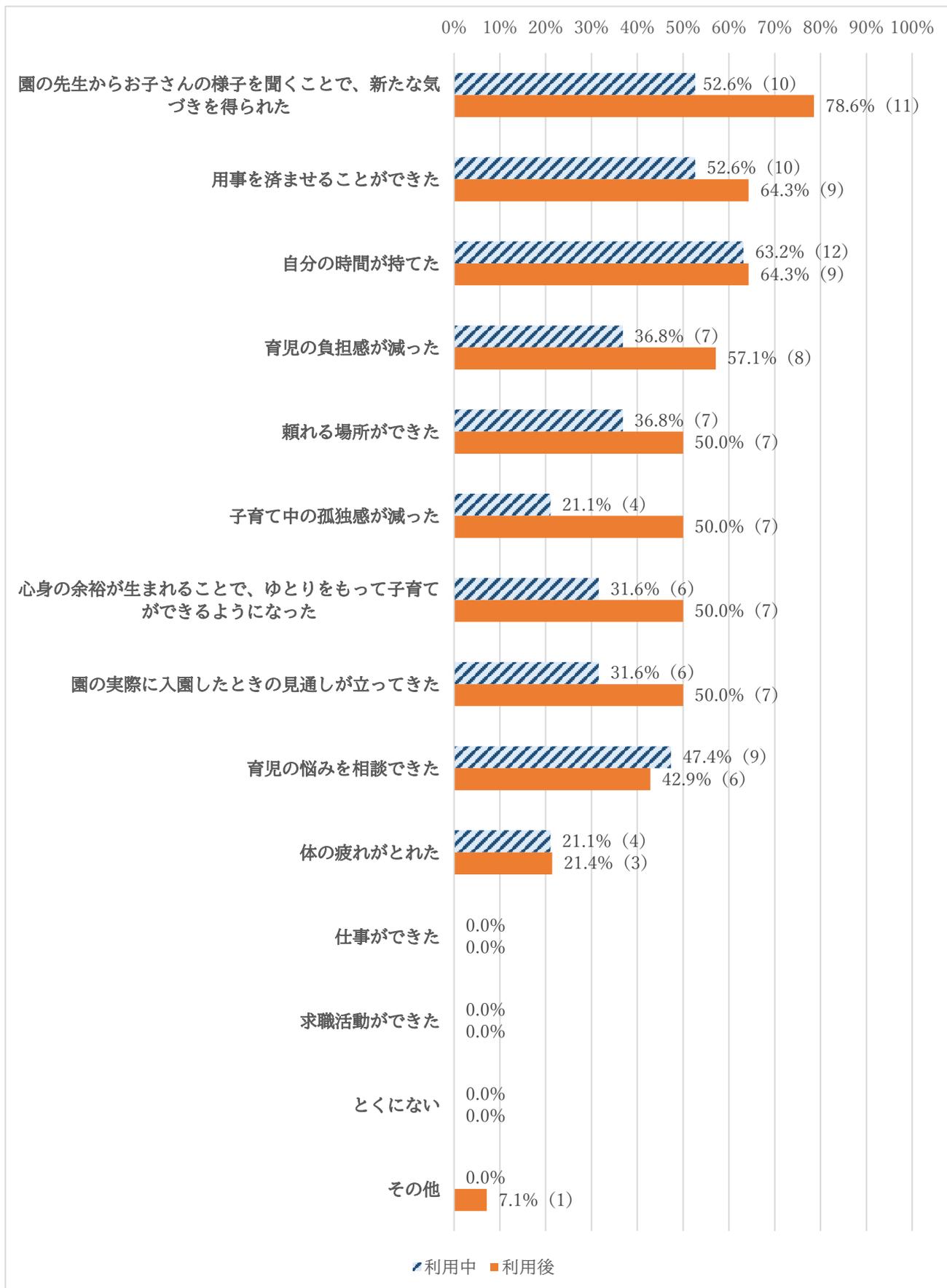
	実施期間	回答数	
		保護者	保育者
利用前アンケート	令和5年7月～（利用開始時期による）	21人	実施なし
利用中アンケート	令和5年9月11日（月）～15日（金）	19人	4人
利用後アンケート	令和6年2月12日（月）～16日（金）	14人	1人

(2) 保護者のアンケート結果抜粋（単純集計）

問8 預かりモデル事業を利用している間、どのようなことに時間を使うことができましたか。（複数回答可）



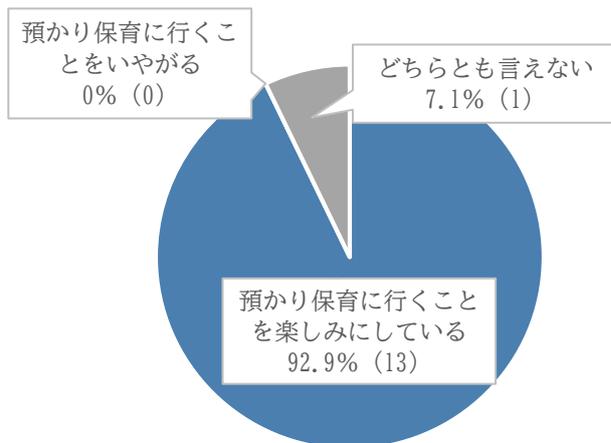
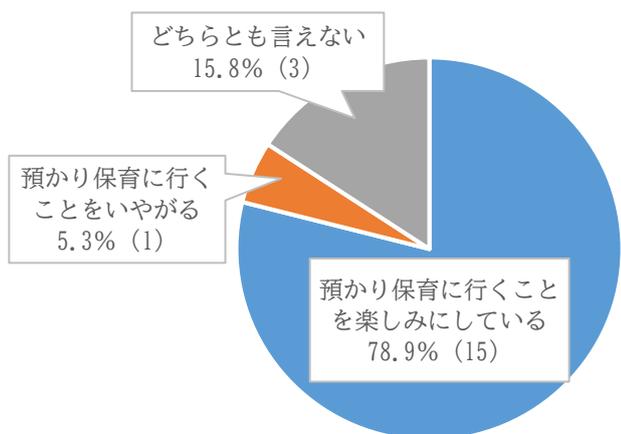
問9 預かりモデル事業を利用してよかったと思うことはありますか。(複数回答可)



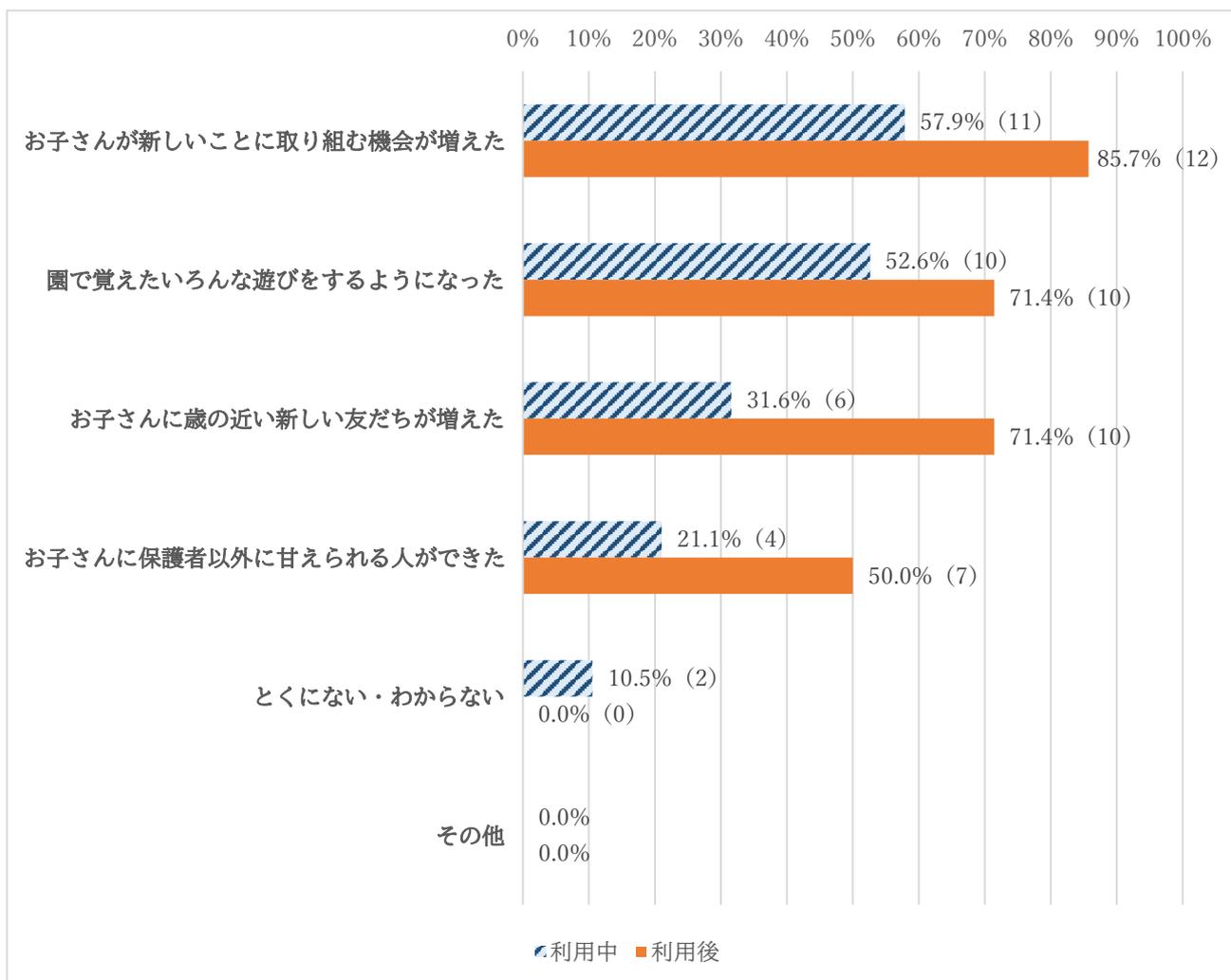
問 11 預かりモデル事業を利用したお子さんの様子を教えてください。(単一回答)

【利用中】

【利用後】



問 12 預かりモデル事業を利用したお子さんの様子を教えてください。(複数回答可)



問 13 ほかに預かりモデル事業を利用して、お子さんに何か変化がみられましたら、ご自由にお書きください。

【利用中】

- ・幼稚園に行くという習慣ができた。周りを見て行動したりするようになった(まだできないことは多いが、以前よりは周りを見ている)
- ・幼稚園入園に向けての準備が出来た
- ・親以外の大人とも話せるようになった。
- ・先生や友達の顔と名前を覚えられた。
- ・人見知りが少しずつ軽減されてきた
- ・靴を自分で履いたり、出来ることが増えた

【利用後】

- ・幼稚園に慣れた
- ・椅子に座って食事をしたり、たくさんの遊びを覚えてきた
- ・積極的に友達にかかわって行くようになった。
- ・家でタオルを畳む等のお手伝いを自らしてくれるようになった。
- ・トイレに興味を持ち始めた お友達の名前を覚えて語彙も増えた
- ・園の先生方と仲良くなり会話が増えた。
- ・踊ることが好きになった
- ・家庭以外の世界に興味を持つようになった。

問 16 ご意見や感想がございましたら、ご自由にお書きください。

【利用中】

- ・月3回の母子分離が2ヶ月経過しました。自身の気持ちの余裕もでき始め、子どもの成長を感じます。先生方も熱心で、保護者としても安心して子どもを預けられますし、相談しやすい空間で母子ともに居心地がいい環境です。
- ・まだ利用して少ししかたっていませんが、子どもから手が離れることがこんなにありがたい事だと思いませんでした。知らない間に頑張りすぎていたこともわかりました。先生達もあたたかく見守ってくれ、親の相談や何気ない会話もしてくれ本当にありがたいです。
- ・歯医者や美容院に行く時間もなく、育児軽減につながる一時預かりなどがもっと充実していると、子育てがもっと楽しくなると常々思います。
- ・同じくらいの子供達やお母さんと話せて、親がリフレッシュできてます。
- ・子育てをする上でいつも子供と一緒にだと窮屈に感じてしまうこともありましたが、このような取り組みを通じて自分自身リフレッシュすることができています。ありがとうございます。
- ・就労すると必要になる自分以外のフォローがあまり見込めないので保育園は検討していませんでしたが、2歳を過ぎると親と2人で遊ぶのも限界を感じる事が多く、本人もたまに行くプレ幼稚園を楽しみにしていました。入園を約束しないと利用できないことが多いため二の足を踏んでいましたが、短期間でもこのような形で利用できる制度があり、本当に助かりました。今後も子供に良い影響が出ることを期待しています。
- ・とても助かっています。今後もよろしくお願いします。

- ・預かってもらえる日があるから自宅保育を頑張っています。子どもにとっても園は楽しみの場所であるので、工夫をして受け入れてくださる園、先生方には感謝しかありません。

【利用後】

- ・本人は毎週行くのを楽しみにしており、園であったことを話してくれたり踊りを踊って見せてくれたり、自宅保育を続けているときは見られなかった姿を見ることができてとても嬉しいです。
- ・親子にとってメリハリのある生活が送れるようになりました。園にはとても感謝しています。
- ・新年度からは親の就業の関係から別の保育施設に移ることになりましたが、こちらの預かり事業を通して子どもは集団生活を負担なく経験することができましたし、親としても子供の世界が広がっていくことを間近に見てその成長を感じることができました。幼少期から家族以外に信頼できる大人たち（先生方）と関わったことはとても大きな経験であったとも思います。同じ施設に通う他の親御さんとも育児や地域のことなど様々なお話をすることができたため、孤独感を感じることなく、また気持ちをリフレッシュして育児に向き合うことができました。

(3) 保護者のアンケート結果抜粋（【利用前・利用中・利用後】アンケートの3回全てに回答した7人での比較）

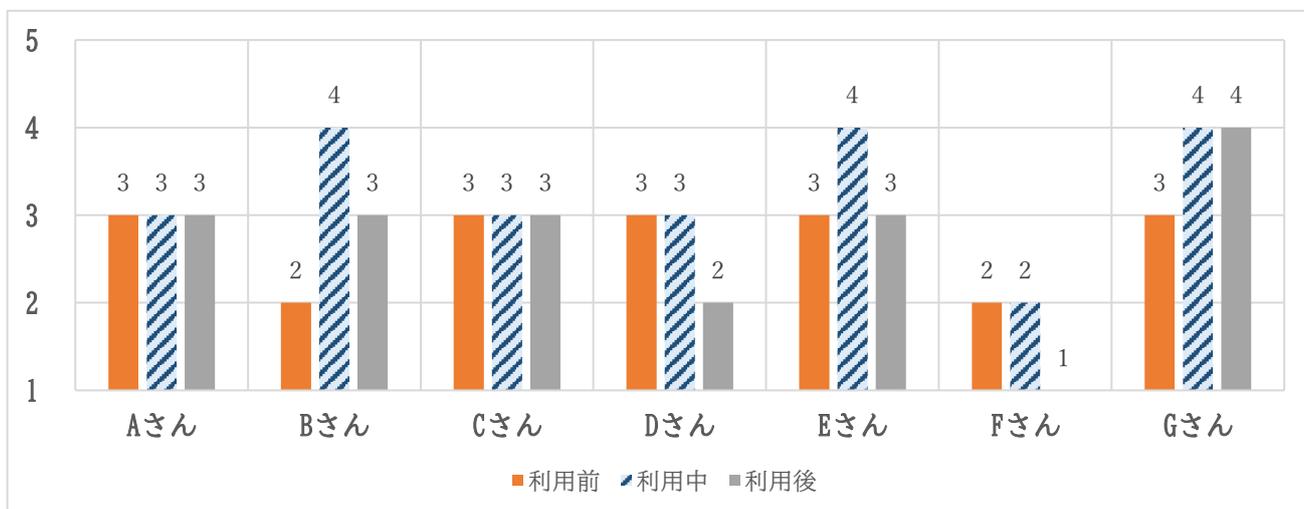
問 次の(ア)から(エ)の質問について、過去1か月の間はどのようなであったか、4つの項目それぞれのあてはまる選択肢1つに○をつけてください。

- (ア) 自分が自由に使える時間がない
- (イ) 育児の悩みを相談できる人がいない
- (ウ) 子育ての中で孤独を感じる
- (エ) 育児に負担を感じる

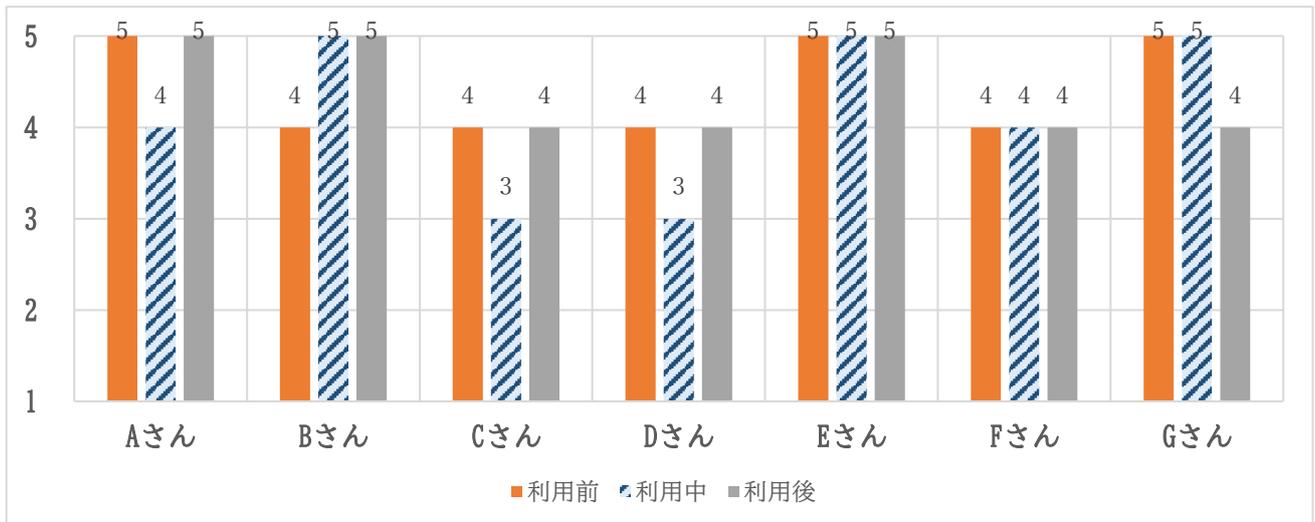
選択肢：いつもあてはまる 1、よくあてはまる 2、ときどきあてはまる 3
あまりあてはまらない 4、まったくあてはまらない 5

※ 各質問において大きい数字を選択しているほど良い傾向にある

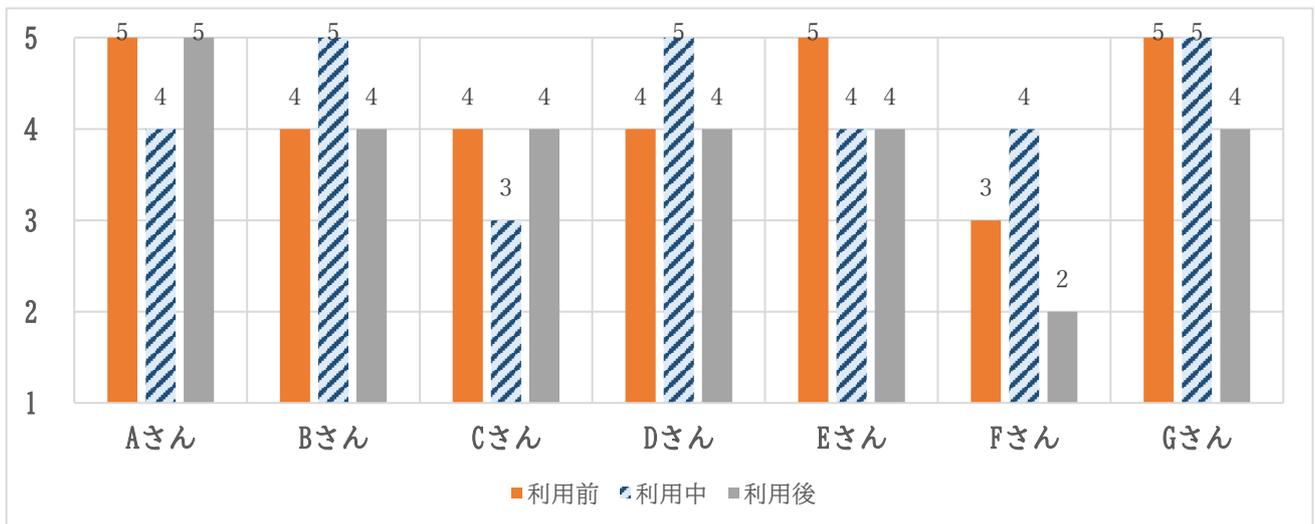
(ア) 自分が自由に使える時間がない



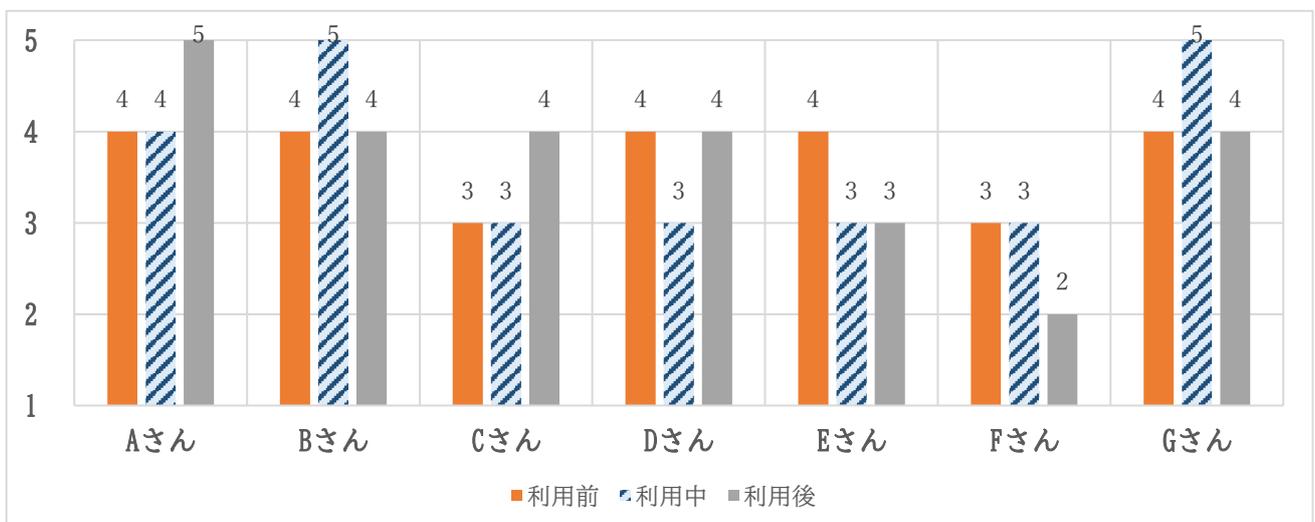
(イ) 育児の悩みを相談できる人がいない



(ウ) 子育ての中で孤独を感じる



(エ) 育児に負担を感じる



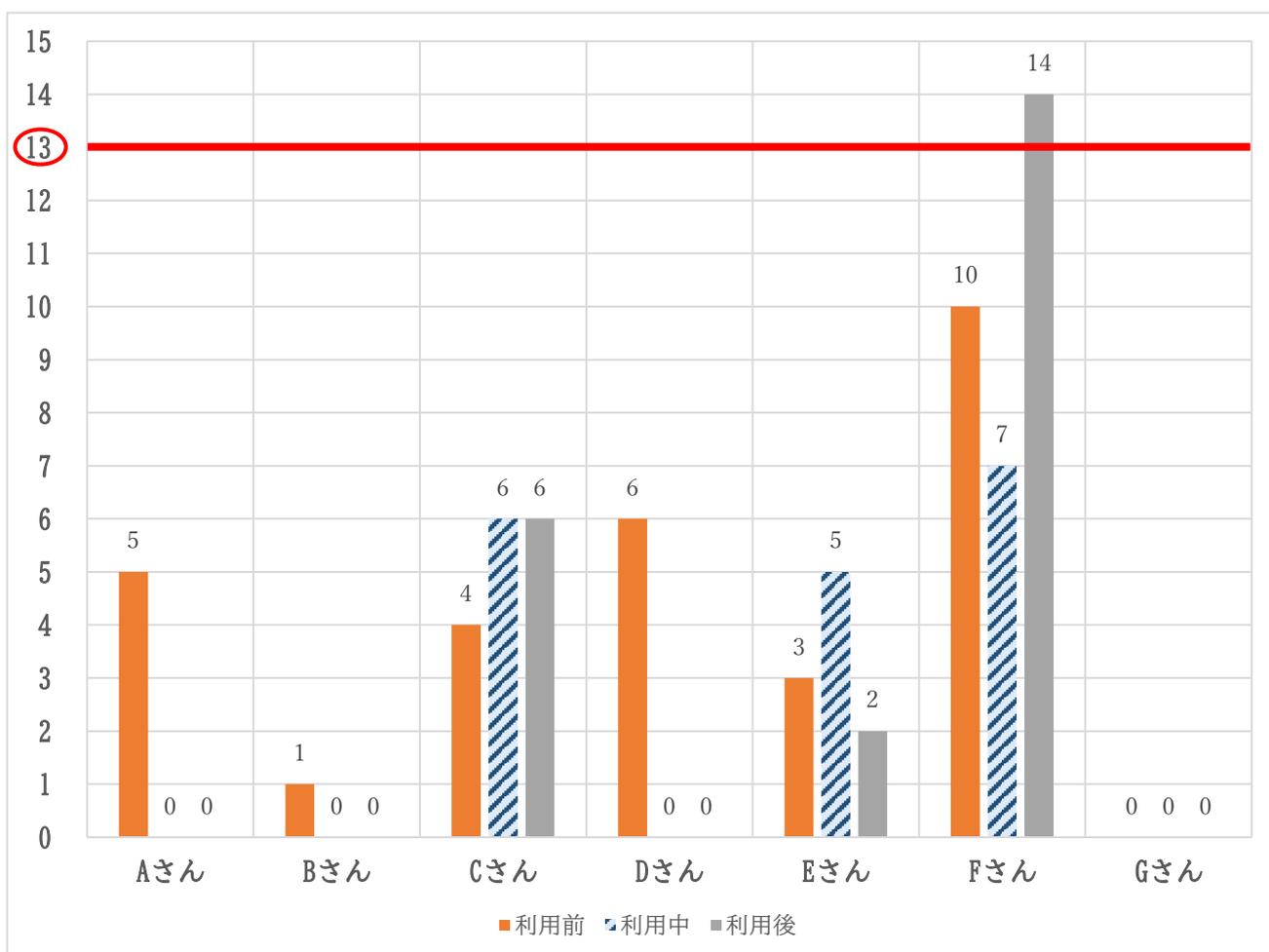
問 次の(ア)から(カ)の質問について、過去1か月の間はどのようであったか、6つの項目それぞれのあてはまる選択肢1つに○をつけてください。(K6による調査)

- (ア) 神経過敏に感じましたか
- (イ) 絶望的だと感じましたか
- (ウ) そわそわ、落ち着かなく感じましたか
- (エ) 分が沈みこんで、何が起こっても気が晴れないように感じましたか
- (オ) 何をするのも骨折りだと感じましたか
- (カ) 自分は価値のない人間だと感じましたか

選択肢：いつも 4点、たいてい 3点、ときどき 2点、少しだけ 1点、まったくない 0点

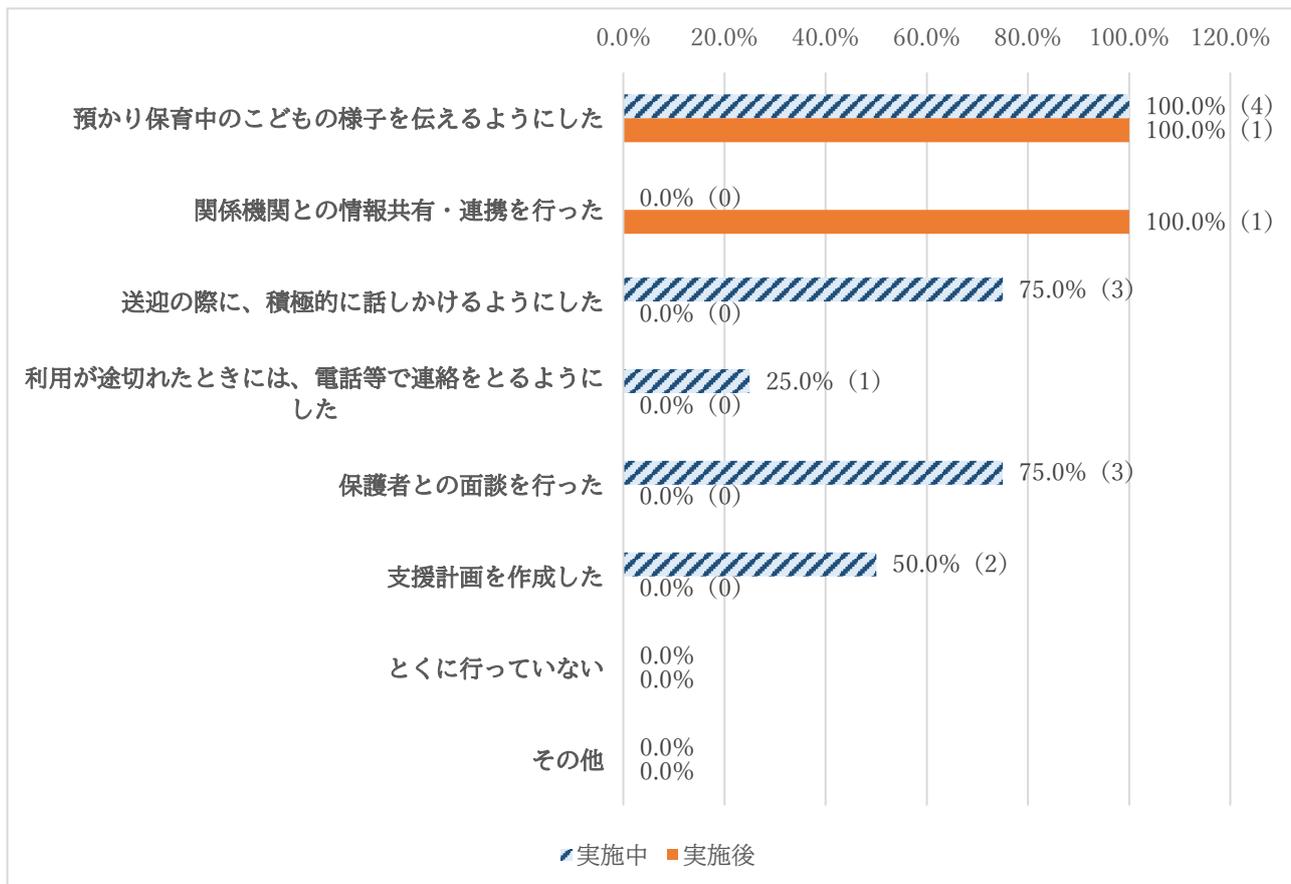
※ K6尺度はストレスを評価する尺度で、6つの項目の合計得点を評価する。得点が大きいほどストレスレベルが高い。

※ 24点満点。13点以上は気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者。

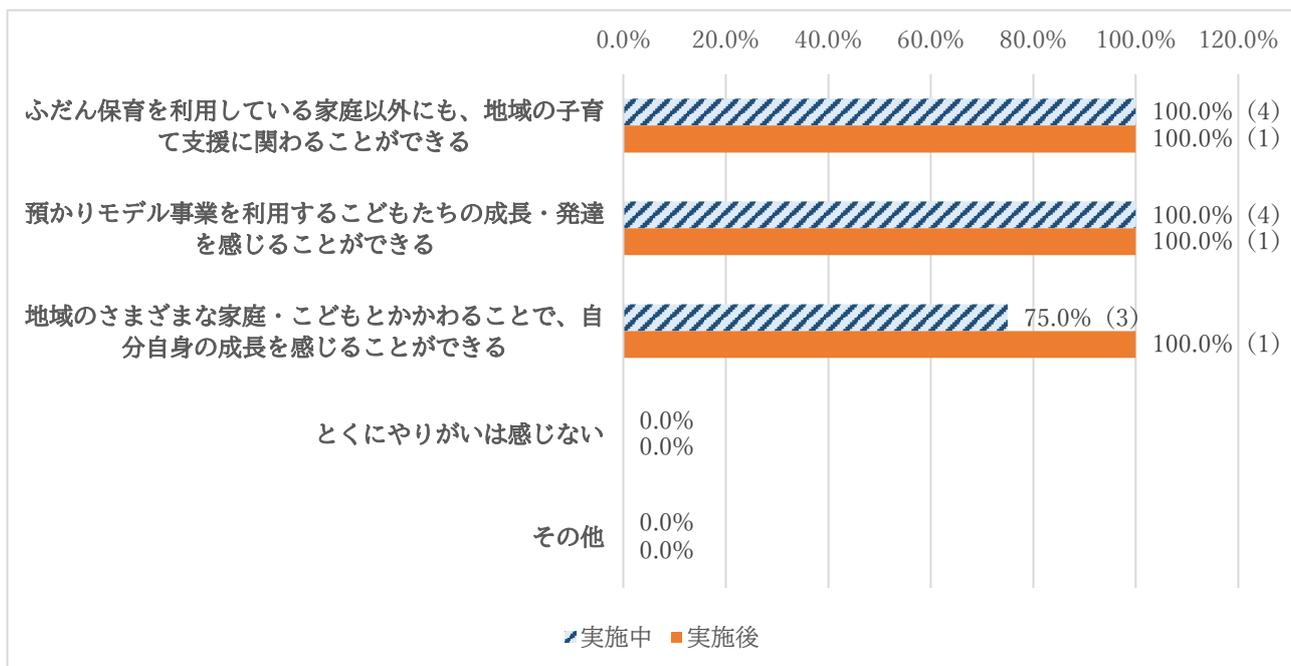


(4) 保育者のアンケート結果抜粋（単純集計）

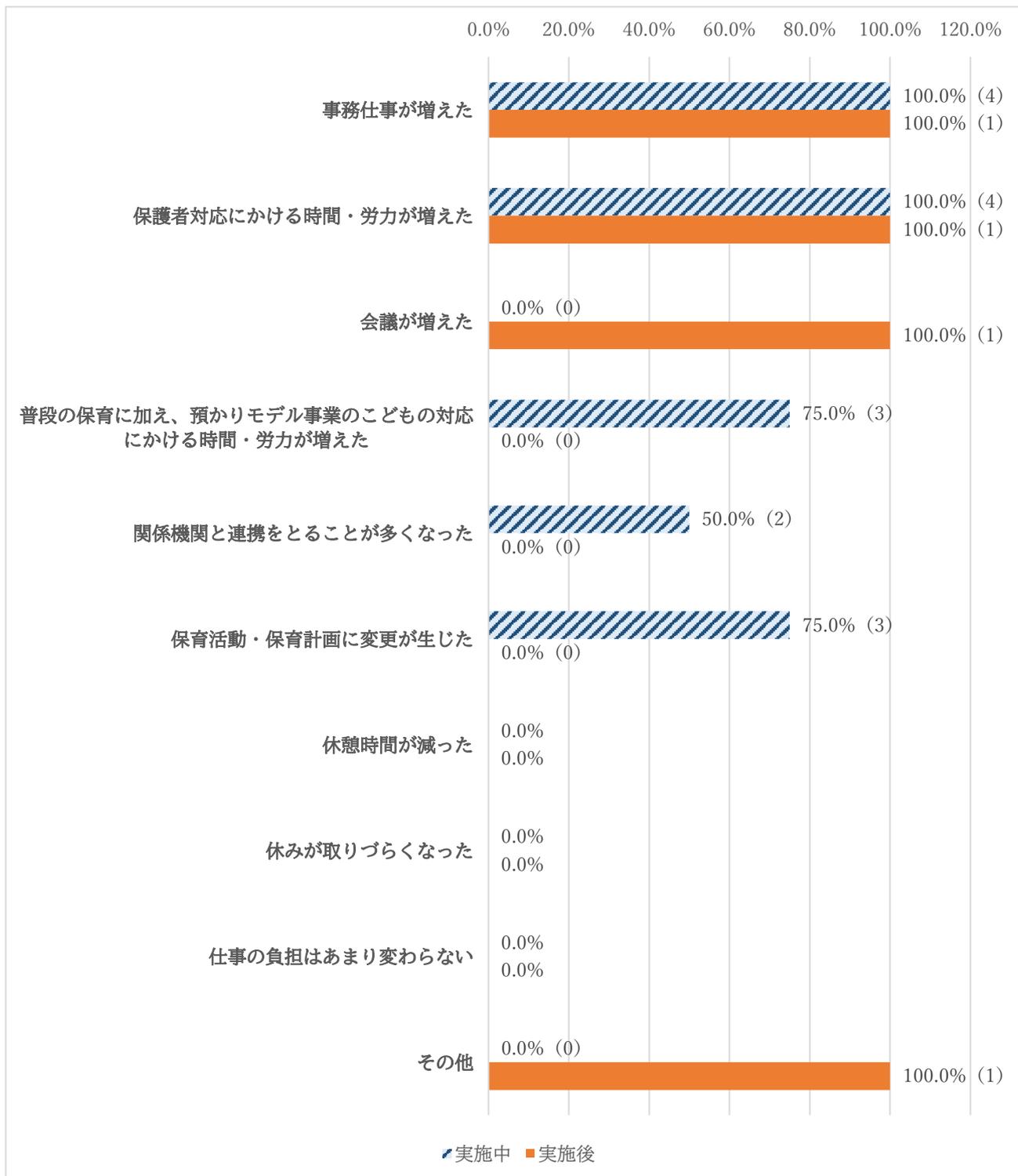
問 11 預かりモデル事業を利用する保護者に対して、継続利用を促すための働きかけを行いましたか。
（複数回答可）



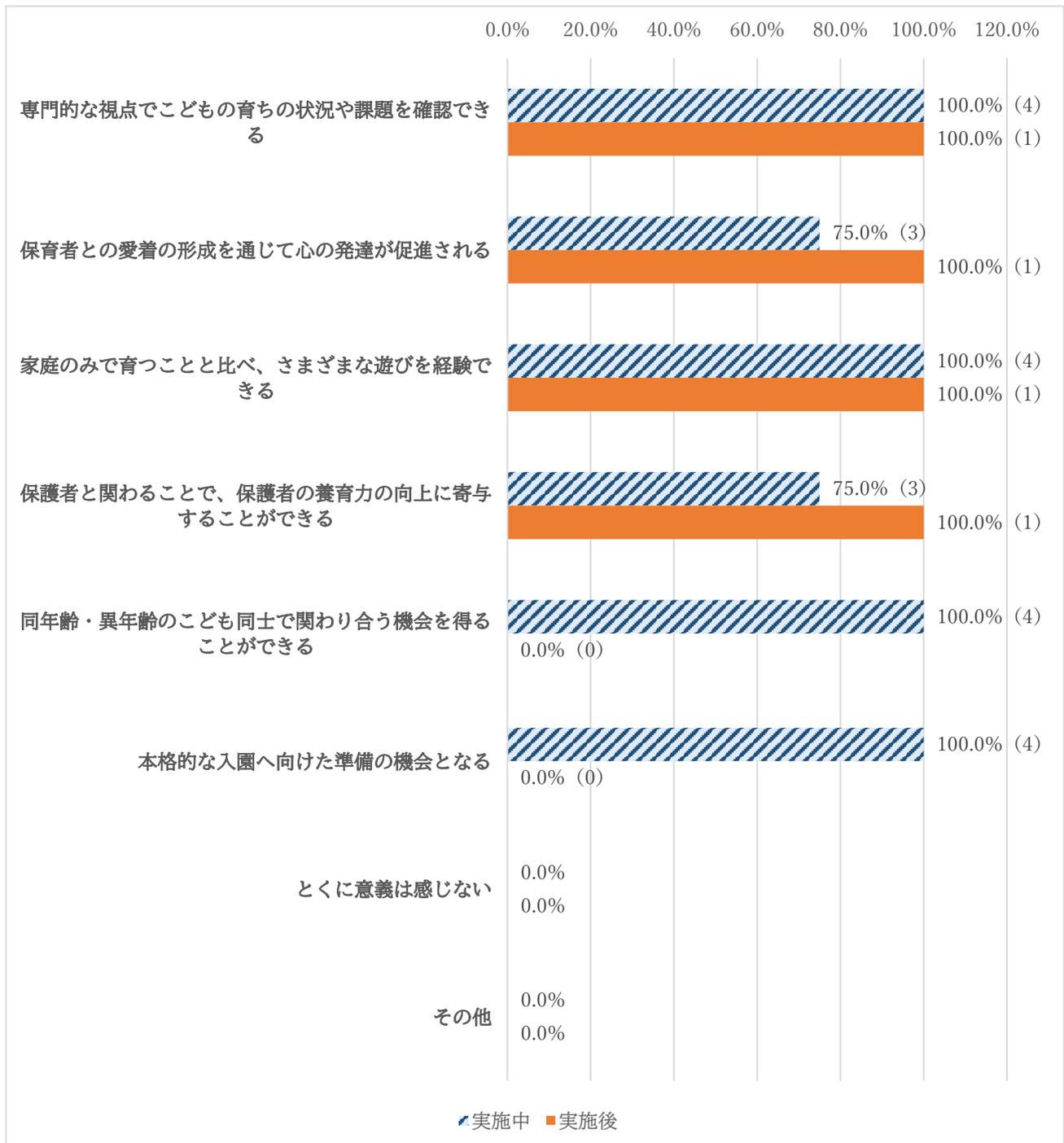
問 12 預かりモデル事業に従事することに対して、やりがいを感じますか。（複数回答可）



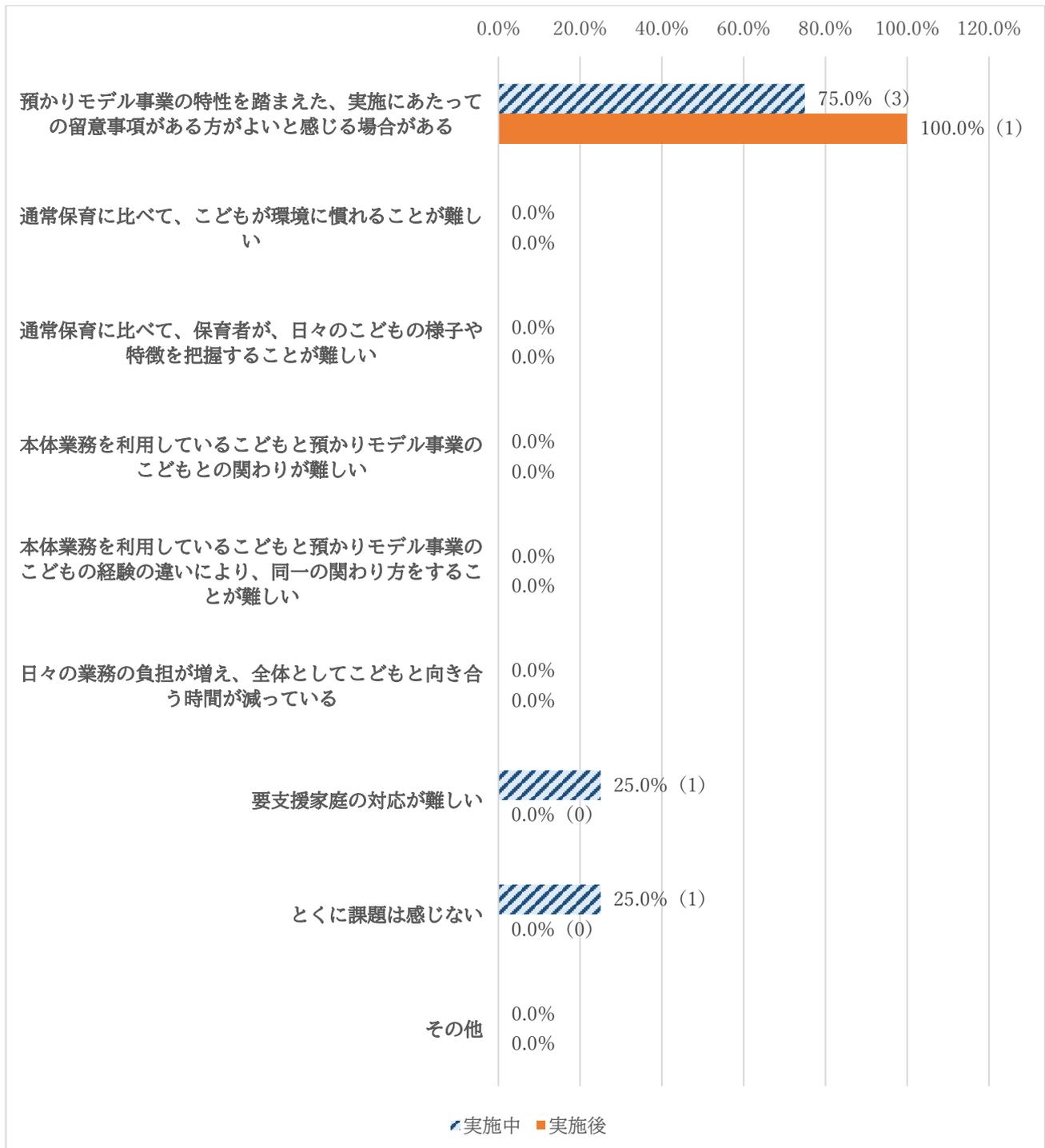
問 13 預かりモデル事業に従事することで、以前に比べて、仕事の負担は増えましたか。(複数回答可)



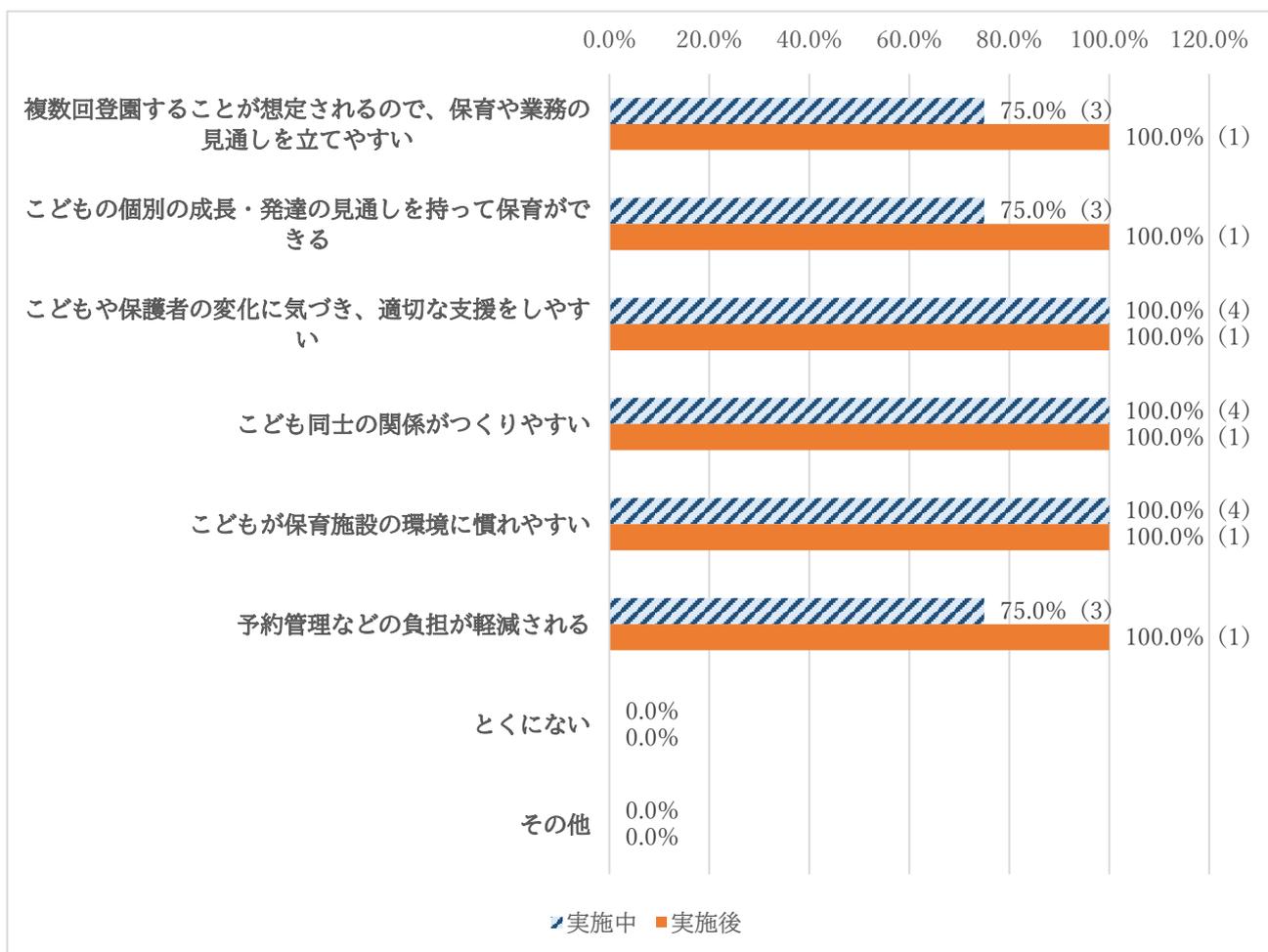
問 14 預かりモデル事業について、利用するこどもの育ちにとってどのような意義があると感じるか。
 (複数回答可)



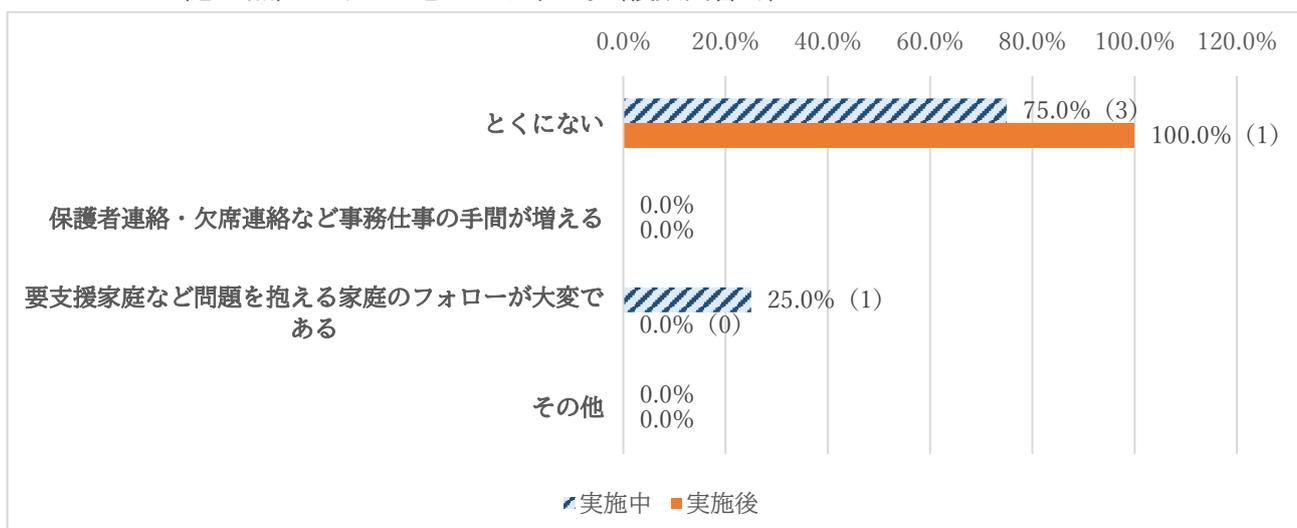
問 15 預かりモデル事業についてどのようなことが課題であると感じますか。(複数回答可)



問 16 単発あるいは不定期の「一時預かり保育」と比べて、預かりモデル事業は保育者にとってメリット（良い点）があると思われますか。（複数回答可）



問 17 単発あるいは不定期の「一時預かり保育」と比べて、預かりモデル事業は保育者にとってデメリット（悪い点）があると思われますか。（複数回答可）



9 児童福祉施設等認可部会での検証結果について（委員意見の要約）

- ・もともと独自事業として実施していた内容をもとに、子どもの育ちに効果があると思いモデル事業に参加した。今回こうやって国でアンケートを取っていただき、思っていたとおりの結果が出て良かったと思う。こういったデータを国で集約いただき、役立てていただきたい。
- ・各方面から視察に来られてお褒めの言葉をいただき、保育者も自分たちがやっていることが間違っていないのだと、やりがいを感じていた。
- ・保護者のストレスレベルや精神状態が、子どもの虐待に繋がる可能性もあるので、こういうアンケートを広げていって施設に属していない家庭の情報を集約することにより、虐待やその前段階でいろいろ対応ができたり、子どもたちの環境が良くなることに繋がるかと思う。
- ・違う曜日や週5日利用したいという声は無かったか？
→曜日固定で週1回のモデル事業として、募集段階で曜日を指定していたので、利用者からはそういった要望は無かった。週5回利用したい方については、モデル事業とは別にみころも幼稚園には2歳児クラスがあるので、そちらで受入れ可能ではある。
- ・入園を前提としていないので参加しやすいという声があった。
- ・保護者の立場からすると、自由にどの日でも預けたいみたいな意見もあるかと思うが？
→一時預かり事業もあるので可能だと思う。ただ、登録制ではなく全然知らない方がパッと子どもを連れて来て、それを普通に預かって大丈夫なのかという思いはある。
- ・こども誰でも通園制度が本格実施した際に0・1歳も親子分離が条件となると、幼稚園では0・1歳児の預かりや、1日8時間預かるというのは難しい部分があり対応できない園も多い。
- ・一時預かりのようなスタイルは保育園で実施できるかと思う。今回のモデル事業のように曜日を固定すると保護者どうしの交流が図りやすく、定期的に通園することで家庭や保護者の変化に気づきやすいといったメリットがある。
- ・アンケートでは保護者から良い意見がある一方、保育者の仕事の負担が増えて大変だと感じるが？
→教材を制作したり保育内容を考えたりする準備にも時間は取られるが、保護者の反応を見てやりがいを感じるほうが大きい印象。8時間の預かりを行いながらこれをやるとなると大変かもしれない。
- ・アンケート結果を見ると、保護者への働きかけとして保育者は「預かり保育中のこどもの様子を伝えるようにした」と回答し、保護者がモデル事業を利用して良かった思うことに「園の先生から子どもの様子を聞くことで新たな気づきを得られた」と回答しており、伝える側と受け取る側の意識が一致していることから、保育者のスキルの高さと保護者との信頼関係が構築できていることを感じた。